

悪臭（ばい煙及び粉じんを含む。）に係る特定作業

番号	作業の種類
1	ブラスト（サンドブラストを含む。）又はタンブラストによる金属の表面処理
2	鉛，水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造
4	貝灰の製造
5	綿の製造又は再生
6	金属箔又は金属粉の製造
7	石綿，岩綿，鉍さい綿又は石膏の製造又は加工
8	合成樹脂の製造若しくは加熱及び加工又はファクチスの製造
9	動物質廃棄物の焼却作業
10	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
11	ドライクリーニング
12	動物質臓器，骨又は排せつ物を原料とする物品の製造
13	動植物油の精製
14	油かんその他のあきかんの再生
15	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
16	金属の圧延又は熱処理
17	自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車をいう。）を解体する作業
18	紙又はパルプの製造
19	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
20	たん白質の加水分解
21	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
22	1の項から21の項までに掲げる作業のほか，製造，加工，精製又は修理の工程においてアンモニア，弗素化合物，シアン化水素，ホルムアルデヒド，メタノール，硫化水素，塩化水素，窒素酸化物，アクロレイン，亜硫酸ガス，塩素，二硫化炭素，ベンゼン，硫酸（三酸化いおうを含む。），ホスゲン，クロルスルホン酸，臭素，メルカプタン，一酸化炭素，よう素，トルエン，フェノール又はピリジンを使用し，又は発生させる作業

備考 悪臭（ばい煙及び粉じんを含む。）に係る特定施設を設置して行う作業は除く。別表第1  
の1に掲げる特定施設を設置して行う作業は除く。